

ドウオーキンの資源主義擁護論

藤岡大助

ドウオーキンの資源主義擁護論

- 一、はじめに
 - 二、ドウオーキンの資源主義の要点
 - 三、道徳的倫理的行為主体
 - 四、合理的遺憾の観念
 - 五、挑戦の媒介変数
 - 六、おわりに
- 一、はじめに

平成八年度下半期に放送されたNHK朝の連続テレビ小説『ふたりっ子』は、野田家に生まれた対照的な双子の姉妹が主人公の物語である。三倉茉莉が演じる姉の麗子は真面目で努力家な性格であるのに対して、三倉佳奈

が演じる妹の香子はやんちゃで活発な性格である。子供時代に、姉の麗子は、ピアノに憧れを抱き、妹の香子は将棋に夢中であつた。ある年の誕生日か何かに、両親は娘たちに贈り物をするようになる。麗子はピアノを欲しがり、香子は将棋セットを欲しがっていた。野田家は裕福ではなく、それでも娘たちを喜ばせたいと思つた父親は、香子のために将棋セットを紙で手作りした。麗子の欲しがっている本物のピアノは高価でとても手が出せないで、玩具のピアノを買つてきた。これらの贈り物に対して、香子はとても喜び、嬉々として紙の将棋セットで遊び始めるが、麗子は、自分が欲しかつたのは本物のピアノであつて、玩具の紛い物ではないと言ひ、家を飛び出してしまふ。このささやかなシーンの中に、分配的正義の大きな問題提起が潜んでいる。^①

今日の分配的正義についての平等主義理論において、中心的な争点の一つとなつてきたのが、「何の平等か？」をめぐる問題である。^②この問題に関する一つ of the 思想派閥は、人々の間で平等にされるべきは、「資源」であり、「資源」において平等が達成されているのならば、それ以上の配慮は必要ないと考える。こうした理論を展開している中心論客は、ロナルド・ドゥオーキンであり、ジョン・ロールズもこれに近い立場として位置づけられる。^③本稿では、以下、この立場を「資源主義」と呼ぶ。

これに対して、別の思想派閥は、人々の間で平等に保障されるべきものには、一定の幸福への機会が含まれるべきであるとし、資源に限定すべきであるとする資源主義の立場と先鋭に対立している。^④こうした理論を展開している中心論客は、G・A・コーエンやリチャード・アーナソンなどである。なお、こうした理論傾向を「厚生主義」とみなすことが多いが、本稿では「非資源主義」と呼ぶことにする。なぜなら、厚生主義は、厚生を終局的な平等の指標とする立場であるのに対して、G・A・コーエンは厚生のみを指標とすべき立場とは距離を置いているからである。^⑤つまり、資源主義の補集合が非資源主義であり、従つて、非資源主義の中に厚生主義が包含

されるといふ関係になるのである。本稿の検討課題は、資源主義が批判に対して十分に擁護されているか否かを問うものである。そうである以上、相手にすべき論敵は非資源主義全体であることになり、厚生主義からの批判だけに応答するのでは不十分なのである（なお、本稿は非資源主義の是非を直接に論じるものではないので、非資源主義の特定の理論が本稿で検討された以外の理由で論駁されうることも、当然にあり得る）。

冒頭の『ふたりっ子』の野田家のシーンに戻ろう。父親の立場を政治社会の意思決定者であるとした場合、その施策の対象者である人民は、双子の娘であろう。娘たちへ贈り物をするときに父親の念頭にあるのは、二人ともに喜ばせたいと願う親心である。しかし、家庭の経済状況から可能なギリギリの選択が、紙で作った将棋セットと玩具のピアノであった。結果、一方は満足し、他方は不満足であった。もしも仮に、野田家が、そこまですぐで裕福ではなくとも、それなりに経済的余裕があった場合はどうかであろうか。例えば、麗子のために数十万円のアップライトのピアノを買ってやり、香子のために数千円程度の普通の木製の将棋セットを買ってやるということが、自然にあり得ることとして想像できるだろう。この場合、この父親の判断は、資源主義に立っていない。予算額という資源において、ピアノは明らかに普通の将棋セットよりも高額であるからである。資源主義の立場で判断するならば、普通の木製の将棋セットと同額のピアノの類似品（ピアノか何か）にしなければならぬ。あるいは、アップライトのピアノに合わせるならば、薩摩産本黄楊柁目材越山作錦旗書盛上駒と本榎将棋盤のセットにでもしなければ、釣り合わない。もちろん、その後の養育の過程で、香子の方が高くつく進路を選択し、このときの贈り物の価格差の埋め合わせが実現されていくかもしれない。しかし、そうならないかもしれない。いずれであれ埋め合わせが生じるかどうかは結果論にすぎず、判断の指針としては、その都度の我が子の事情を斟酌し、対応してゆくのが、為すべき親の務めと思われるであろう。

このように、家庭においては、我々は明らかに非資源主義的観点からも判断しており、そうすることが、子供に対する親の愛情の注ぎ方として自然なものであると考えている。非資源主義の政治理論は、この直観から、政治社会といえども、その構成員に対しては、家庭でみられるような愛情深い対応をすべきと主張する。あるいは、少なくとも、そうした考慮が他の事情にして許されるならば、排除すべきではないと考える。資源主義に基づいた場合、こうした配慮は、一切排除しなければならないことと対照的である。

政治社会における具体的な施策としてこの問題を考えてみよう。非資源主義の立場からは、美術や楽器音楽などの費用のかかる文化芸術を愛好する市民のために、スポーツや囲碁将棋のような安上がりの娯楽を愛好する市民に比して、より多くの予算を「平等」の理由を以て充当する可能性を認めることになるだろう。資源主義の場合には、こうした文教予算の配分は、「平等」の理由を以てしては認められない。平等な資源は保障されるが、何を手可能であるかは、公正な市場原理に基づいて自力調達することが基本であり、それが叶わない場合には、何らかの理由を以って、その後援が全員にとって利益となることを証明するなどしなければならぬはずである⁶。この問題が重要性を帯びてくるのは、当該政治社会の信奉する政治倫理がリベラルなものである場合である。リベラリズムの観点からは、特定の人々の愛好する文化的活動を、それが内在的価値において他の文化的活動に比して優越しているという理由で、文化振興予算を組むことは原則的には許されない。先に示したように、全員にとって利益になることを示せない場合には、資源主義の場合には万策尽きる。しかし、非資源主義の場合には、「平等」という理由がまだ残されているのである。

では果たして、資源主義は擁護可能なのであるか？ 本稿の目的は、ドゥオーキンがその分配的正義構想を

重厚に展開した『平等とは何か?』において示された、主要な資源主義擁護論を検討し、その適否を検討するものである。最初に、この問題系にとって重要な範囲で、ドゥオーキンの分配的正義構想の要点を確認し(二)、そのうえで、ドゥオーキンの資源主義の擁護論を、道徳的倫理的行為主体(三)、合理的遺憾の観念(四)、挑戦の媒介変数(五)に分けて検討する。最後に、若干の展望を示して、本稿を閉じることにする(六)。

二、ドゥオーキンの資源主義の要点

本稿の目的は、ドゥオーキンが提示している資源主義に対する正当化根拠を検討することであるが、それに先立ってまずは、ドゥオーキンが擁護しようとする資源主義がそもそもどのような理論であるのかを、最低限必要な範囲で、最初に示しておこう。

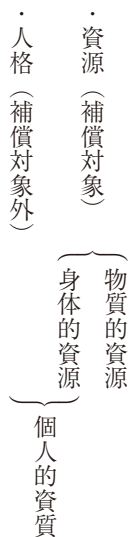
まず、ドゥオーキンが、平等主義者であることを大前提として押さえておかなければならない。ドゥオーキンは、政治社会の根本原理として、「平等な重要性(equal importance)」の原理を据える。これが意味するのは、「客観的な観点からみて、人間の生は無駄にすごされるよりは成功することが重要であり、このことは同じ客観的な観点からみて、各々の人間の生にとって平等に重要である」ということである。さらに、この原理が支配している社会では、「政府がこれを達成することが可能な限りにおいて、各人が市民たること以外の事柄——例えば各人の経済的背景、性別、人種、あるいは技能やハンディキャップの特定の集合など——に関しどのような人間か、ということに対して当の政府に服する各市民の運命が鈍感(Insensitive)になることを保証するような法や政策」を採用しなければならないとする。各人がたまたま有するに至った、経済的背景、性別、人種、技能、ハンディ

キャンプなどが、各人の人生の質の良し悪しを左右するようなことがあってはならないのである。そうならないように、政府は、可能な限り是正措置を講じなければならない。このように、ここに示されている「誰も不運の犠牲とされてはならない」という理念は、平等主義の中心的教義であり、ドゥオーキンがその一翼にすることは明確である。⁽⁹⁾

さらに、ここで明示されたように、ドゥオーキンが平等にすべきと訴えている「資源」概念が、一般に「資源」という言葉から連想されるであろう金銭によって取引可能な「財」に限定されるものではないことが示される。ドゥオーキンは、「健康、体力、精神力、才能」といった個人的資質も「資源」であると捉えており、これらに格差がある場合は、平等の要求として補償措置が認められる。⁽¹⁰⁾例えば、身体や精神の健康を欠いているならば国民医療保険が、歩行に支障があるならば矯正器具の支給が、稼得能力を欠いているならば所得保障が、当該政治社会の正義に適った制度配置として要求されるのである。

ドゥオーキンは、個人の資質のうち、身体的能力を資源ととらえるのに対して、資源ではないものとして、「人格」というカテゴリーを設け、資源と対置する。人格には、「性格、信念、選好、動機、嗜好、企図」などが含まれる。⁽¹¹⁾「人格」は、人それぞれに大きく異なるものであるが、人格の差異から生じる帰結については、たとえそれが格差として現れるように見えても、補償の対象とすべきではないと主張する。例えば、ある人は射幸心の強い性格であり、別の人はリスクを恐れるとしよう。両者がともに保険への加入機会を得ていたうえで、性格の違いによって、前者は保険に加入せず、後者は保険に加入していたとする。結果的に、二人とも保険の適用対象となるような災難が襲った場合、後者は保険で救済されるが、前者は救済されない。つまり、性格の違いを原因として、大きな格差が生じることになる。しかし、性格は、「人格」に属するものである以上、その違いから異

なる帰結が生じたとしても、政治社会が救済措置を講じる理由はないのである⁽¹²⁾。また別の例でいえば、ある人が嗜好の違いから、安く手に入るビールに美味を感じず、高価なシャンパンについてのみ美味を感じるようであったでしょう。ビールで満足できる人に比べれば、同じ所得において、晩酌を堪能できる回数は大きく異なることになる。しかし、その回数が等しくなるような移転は、「人格」に属する嗜好を原因としているので、認められないのである⁽¹³⁾。



非資源主義の立場に立つG・A・コーエンによれば、補償対象を資源に限定するドゥオーキンの理論は、政治社会が示すべき正義の措置として不十分であるとされる。「人格」の差異から帰結する格差のうち、そのすべてではなくとも、少なくともある部分については、救済が及ぶべきであるとみなす。例えば、ある者はたまたま詩作の才に恵まれ、紙と鉛筆によって芸術世界を堪能できるときに、別の者は写真を愛好し、芸術を堪能するためには、紙と鉛筆よりはるかに高価な写真機が必要であったとする。コーエンは、他の事情において許容しうる限度であるならば、後者の者に写真機購入費を援助するべき理由があり得ると考えるのである⁽¹⁴⁾。もちろん、選好の差異が所得格差に帰結するようであれば、稼得能力の差異である以上、それは身体的資源とみなせるものとしてドゥオーキンも是正措置を容認する余地がある⁽¹⁵⁾。しかし、それを超えて、直接に本人の満足の差異のような形で現れるだけであれば、容認することはないのである。

三、道徳的倫理的行為主体

既述の通り、ドゥオーキンの正義構想において人格と資源の区別は中心的である。資源の差異に起因する格差についての救済措置は認められるのに対して、人格の差異に起因するものは認めてはならない。この区別を正当化する根拠の一つが、「道徳的倫理的行為主体 (moral and ethical agents)⁽¹⁶⁾」という概念である。その議論によれば、人格の差異に起因する格差についての救済措置を容認してしまうと、極めて奇怪な人格的想定にコミットすることになり、「道徳的倫理的行為主体」としての在り様から逸脱することになるとされる。

ドゥオーキンによれば、人々の選好形成は、運不運で決まるような客体的なものではなく、何が自分にとっての善き生であるかについての反省を踏まえた主体的なものであるとされる。このことについて、次のように言う。

：我々は自分が特定の道徳的倫理的結論（＝選好）に達したという事実を運不運の問題とみなさない。もしそうしてしまえば、我々は自分自身を人格的諸特徴と同一化した存在というよりも、それらとは切り離された存在として見るようになってしまう。つまり、偶然的に精神的放射能を浴びせられる犠牲者として、自らをみなすのである。そうではなく、我々は自らを道徳的倫理的行為主体と見なしている。つまり、今になってみれば完全に自分のものとなっている信念を作りあげるべく頑張って取り組んできた主体である。⁽¹⁷⁾（□内

引用者補足）

人々の抱く選好の差異について、それを連不連の問題であるかのように取り扱い、ハンディキャップに対して為すような保障措置を講ずることは、「精神的放射能を浴びせられる犠牲者」のようなものとして、人格をとらえることになる。そうした人格であれば、その選好を失わせ別の安上がりの選好へと変えてしまう薬が与えられたならば、それに飛びつくはずである。例えば、写真への興味を消失させ、詩作への興味を発生させるような薬である。しかし、写真を愛好しているほとんどの人は、そんなものを飲みたいとは思わないであろう。そういう薬を飲みたいと欲するのは、その選好自体が満足を得るための便宜的な手段とみなしている場合である。そうした人格を、ドゥオーキンは、欲求充足の中毒者と呼び、我々の倫理的経験からは異質な存在であるとする¹⁸。欲求充足の中毒者に対して違和感を持つのは、結局、我々が抱く選好は、幸福感を惹起する脳内麻薬物質を分泌するための手段としてではなく、その選好そのものに、価値を見出しているからである。それについて、次のように説明する。

各人が生を営むにあたって抱く長期に互る望み、つまり企図ないし念願には明らかに価値判断が込められている。建築物の外観を変えたいと思っている者、大統領に成りたがっている人間、もっとホームレスの役に立ちたいと思っている人物は夫々、その達成を単に望んでいるのではなく、それを高く評価しているのである。夢が実現すればおそらく当人は満足感に浸るだろう。だが、各自の努力を支えるものは、その達成の重要性の認識から来るものであり、満足感を得ることへの期待からではない。満足感はその達成の重要性によって説明されるものであり、満足感によって達成の重要性が説明されるわけではない。「嗜好」と呼ぶほうが自然なものも、その殆どは判断と密接不可分なものなのである。¹⁹

選好を形成するということは、その選好が自分にとってふさわしいものであるという判断が付随している。ジャズを愛している人は、ジャズのもたらす興奮を愛しているのではなく、ジャズそのものを愛しているはずである。²⁰ ジャズがあまり流行っておらず、ロックが幅を利かせていたとしても、ロック好きではなくジャズを好いってしまったことを不運であるとはみなさないものである。人々が、公正な資源分配から選好を形成してきたと言えるのであれば、自らの選好について不運であるとは言えないのである。

人格を不運であるとはみなす見解は、ドゥオーキンが言うとおり、「道徳的倫理的行為主体」として適格を欠いている。しかし、非資源主義からの反論の要点は、必ずしもそこに向けられているものではない。人格を運／不運の問題にしているのではなく、環境ないしは環境との適合性を運／不運の問題であると捉えているのである。²¹ 例えば、次のような事情を想定してみよう。サッカー部の兄と野球部の弟がいたとする。親の転勤の都合で、この家族はブラジルに引っ越すことになった。ブラジルでは、いたるところサッカーで溢れているが、野球はほとんど行われていない。しかし、幸運なことにバスを乗り継げば通えるところに、野球場があり、野球クラブがあったとしよう。親は、子供たちに同額の小遣いを与えているが、引っ越し先がアメリカではなくブラジルであったために、野球好きの弟は往復のバス代という余計な経費がかかってしまう。引っ越し先がアメリカであった場合には、兄弟の運命は逆であったかもしれない。弟は、野球好きであったことやサッカー好きであったことについて、「なんでこんな趣味を好いってしまったのであろうか」と己の人格を嘆くであろうか。否、人格を嘆くのではなく、環境を嘆くはずである。

自分が培った選好について、その内在的価値を認めながら、なおかつ、他者と比較して運／不運を語ったり、

感じたりすることは、自然にありうることである。冒頭に紹介した『ふたりっ子』の姉妹もそうであり、視聴者はあのシーンを目にして、姉の麗子が興奮中毒者や欲求充足中毒者であるとは思われないであろう。道徳的倫理的行為主体の論拠だけでは、資源主義に対するそれほど有効な擁護論になっではないように思われる。

四、合理的遺憾の観念

恐らく、より強力な論拠は、「合理的遺憾の観念 (reasonable regret)」についての議論にある。「合理的遺憾の観念」とは、それを欠いていることを嘆くのが妥当と言えるような事柄についての想定である。ドゥオーキンは、まともな正義構想を展開するには、「合理的遺憾の観念」に依拠しなければならないとし、次のように言う。

超自然的な身体的ないし精神的能力をもった人やマトセラのように長寿な人ならば送れたはずの人生が自分に送れなかったことを遺憾に思う者がいても、その感情は合理的なものではありえない。したがって、この種の生活は哲学的に見て彼の現実の生活より無限に大きな価値を帯びると彼が考えるからと言って、万事を顧慮したうえで彼の人生の成功がより少なくなるわけではない。しかし、大抵の人々がもっている普通の能力や寿命が自分になかったことを遺憾に思うのは合理的な感情と言えるであろう。⁽²²⁾

超常的な能力を持っていないことを遺憾に思うのが、合理的であるはずがない。本人がどれほど主観的に超常的な能力を欲したとしても、それに報いてやるとしたら、それが得られないことへの追加的補償措置ではなく、

カウンセリングの勧めであろう。つまり、主観的な願望だけでは、まともな議論にはならないのである。これは、能力に対してだけでなく、環境に対しても言える。音楽を聴くことは、しばしば No Music, No Life と言われるほどに、重要な価値なのかもしれない。そして、ある人にとって月旅行を実現することと別の人にとっての音楽を聴くことは、同じなのかもしれない。しかし、月旅行を渴望しているからといって、それを音楽を聴くことと同じ程度に実現できないと言って嘆くのは愚かであるし、ましてや政治社会がそれを保障しようとするなどは端的に言って馬鹿げている。

では「合理的遺憾の観念」に基づいたと言える選好形成にはどのような条件が必要なのであろうか。ドゥオーキンによれば、「人々は自分がどのような種類の生活を送るべきかについて選択するとき、これら様々な生活を送るための手段として大雑把にみてどのようなタイプの資源がどれくらい多く入手可能かに関する想定を背景にして、当の選択を行うのである⁽²³⁾」とする。資源の配分が先にあって、それで初めて、「合理的遺憾の観念」をわきまえた選好が形成されるのである。そうした前提を欠いている場合には、「合理的遺憾の観念」を逸脱した、的外れな選好になるのである。つまり、まともな選好を形成するうえで、資源が先行していなければならない。

この観点からする非資源主義の理論への批判は手厳しい。非資源主義の「観念は、人々が各自どのような種類の生活を送るべきかについて大雑把にでも既に一定の計画を形成したことを前提にしているのであるが、人々にとってみれば、この種の計画のようなものをそもそも考え出せるためには、様々な選択肢のもとで自分がどんな資源を自由に利用できるようになるかについて、それなりの理解が予め必要なのである⁽²⁴⁾」とする。非資源主義の理論は、予め人々が「合理的遺憾の観念」を踏まえた選好を表明し、そのうえで資源を配分すべしとみなしているが、資源が先行していなければ「合理的遺憾の観念」を形成できず、非資源主義はないものねだりになるので

ある。

もちろん、資源分配が先行していることが必要だとしても、どのような資源分配であれ、妥当な「合理的遺憾の観念」を形成できる訳ではない。巨万の富を相続した者と、何も持たないプロレタリアとでは、「合理的遺憾の観念」に基づく選好は極端に違ってくるであろう。前者にとつては、月旅行を夢見ることも合理的であろうし、後者にとつてはつつましやかな戸建てで暮らすことも過分な夢であろう。従つて、公正な「合理的遺憾の観念」と言えるものは、平等な資源分配を前提にすると言える。逆に言えば、平等な資源分配が与えられているのなら、そこで形成された選好は合理的かつ公平なものであり、さらに欲するのは「合理的遺憾の観念」をわきまえない過度な要求となるのである。そして、ドゥオーキンの「資源の平等」はまさに、公正な「合理的遺憾の観念」に基づく選好が形成されるうえでの、公正な資源分配を示しており、それが実現されているのならば、さらなる配慮は必要ないのである。

分配的正義の理論にとつて、「合理的遺憾の観念」が必要であることは、否定しえない。また、「合理的遺憾の観念」を成立させるためには、資源が先行していなければならないことも、否定しえない。だとすれば、資源の割り当てに先立って、人々の選好を云々するような理論は、破綻していると言わざるを得ない。非資源主義のうち、「厚生の平等」のような、選好のみを終局的な指標とする厚生主義理論が「合理的遺憾の観念」を確立することに失敗し、資源主義から強力に論駁されることは明白であるように思われる。

しかしながら、ドゥオーキンの議論は、さらに次のことも主張していることになる。それは、公正な資源分配を前提に形成された各人の選好は、「合理的遺憾の観念」を踏まえた選好の唯一の解であり、そこから逸脱する

いかなる修正も、「合理的遺憾の観念」を踏み外すことになるということである。資源の平等のもとで選好が形成されたのであれば、それ以上に運／不運を妥当なものとして語ることは、もはや不合理なのである。

果たしてそうであろうか。公正な資源の配分のもとで選好が形成されたが、それでも運／不運を感じたり論じたりすることに共感を覚えることはありうるのではないか。『ふたりっ子』の姉妹は、同年代の子供たちが通常欲するような範囲において、それぞれ将棋とピアノを希望していたはずである。七〇〜八〇年代の小学生の娘のいる家庭では、ピアノを買ってやるのが、中流家庭の平均的な光景であった。野田家の経済状況が中流であれば、自然なこととして、麗子にピアノを買い与えていたであろう。ドゥオーキンが主張するように、公正な資源分配が先行してないと、「合理的な遺憾の観念」の範囲に収まる選好は形成されないが、それでもなお残る、環境との適合性についての不合理とは言えない運／不運の感覚はありえる。そう考えると、「合理的遺憾の観念」を踏まえた選好の解には幅があると解釈することも、我々の倫理的経験に照らして、ひどく的外れなものであるとは思えない。公正な資源分配を先行させたのちに、それでもなお発生する環境との適合性などの不運については、他の事情にして許されるかぎりにおいて、適宜、修正を加えてゆくべきとする修正資源主義の可能性も否定しえないように思われる（修正資源主義は、非資源主義の一つである）。

もっとも、家庭での配慮がそのようなものであったからといって、政治社会においてそうした配慮が実現可能かどうかは、また別の問題である。ドゥオーキンの立場からは、「合理的遺憾の観念」の範囲をアドホックに特定することは出来ない、と反論されるかもしれない。しかし、民主的政治過程を踏まえることで、公正な資源分配を前提としつつも、政治社会が政治的手続きを経て、アドホックに非資源的な不運を矯正してゆくという方策は考えられるのではないだろうか。

例えば、補助金の配分において、不遇な状況にあると言えるような活動をリストアップし、要望している市民の規模や要望されている使途とその価額を明示したうえで、一般の市民が投票を行うシステムを考えてみよう。要望している市民の規模に比して一定数の多数の市民が支持した場合、補助金が支給され、満たなかった場合は支給されないとする。投票の結果として要件が課す一定の支持に達したとすれば、当該補助金によって直接に恩恵を受けることのない多くの市民が「合理的遺憾の観念」の範囲に収まる要望と判断したことを意味するのである。逆に、もしそれが「合理的遺憾の観念」の範囲から逸脱するような要望であったのならば、要件が課す得票を取り付けることに失敗するのである。このような民主的手続きを噛ませることによって、手当することは不可能ではないように思われる。

五、挑戦の媒介変数

前節までの検討において、特に「合理的遺憾の観念」に依拠する正当化の議論は、厚生主義を強力に論駁しえたとしても、修正資源主義の可能性を全減させてはいないことを示した。前節の議論の要点は、いわば、「合理的遺憾の観念」の範囲がどこまで存するかについての、事実認定の相違である。資源主義は解を一意的とみなすのに対して、修正資源主義は解に幅を認める。直観においては野田家に共感しうるように、修正資源主義の事実認定を排除するのは困難である。しかしながら、仮に修正資源主義がこの点で正しかったとしても、その中でのある一つの分配のみを、即ち、ドゥオーキンが主張する一意的解のみを、規範的に正当化することは、なおも可能である。それを提供しているのが、「挑戦の媒介変数 (parameters of the challenge)」についての議論である。

ドゥオーキンは、我々の善き生というものが、単に受動的に快樂や幸福を感じたかどうかによって判断されるものではなく、自分にとって善く生きるとは何であるかを内省する挑戦であると言う。そのような主体にとって、環境のあるものは、「理想がどの程度達成できるかへの制約(diminution)」としてではなく、「善く生きるという遂行が当人にとってどうなるかを定義するのに役立つ媒介変数として」現れるという。⁽²⁵⁾ 制約条件とは、その多寡が、送られる生の善さに影響を及ぼすようなものであり、生きるという挑戦の良し悪しを左右する。対して、媒介変数とは、生きるという挑戦において向き合うべき背景的事実であり、それ自身が人々の送られる生の善さを定義する与件である。

例えば、二〇代で早逝してしまうような身体的頑健さを持っている場合と、八〇代で老衰によって死亡する平均的な身体的頑健さを持っている場合とを比べた場合、前者にとっての寿命は、可能ならばおくれたはずの後半生をなくしてしまう制約条件であるだろう。しかし、後の生物学技術の著しく進歩した未来から見れば、八〇代で死ぬことは極めて早逝であるのかもしれない。では、我々は、八〇代で死を迎える人生を、後の未来に比べて悲惨なものであると言って悲嘆にくれるかと言えば、そうではない。我々の時代に生きる人間にとって、八〇代という平均寿命は、その人生を定義する与件として受け入れられている。後の未来においても、過去の歴史のある時点においても、環境への向き合い方は、現在とは異なるものであろう。しかし、それでも、現在時点に生きる我々は、現在時点における媒介変数を受け入れ、人生という挑戦をその時代の平均寿命において描いている。⁽²⁶⁾ 重要なのは、違う与件の可能性があり得るとしても、それでも、その与件を受け入れているという事実であり、媒介変数として捉えるべきものがあるということである。

ドゥオーキンは、公正な資源分配のもとで他者が形成した選好の体系は、各人の善き生を定義づける媒介変数

であると言う。自らの選好と同じ選好を抱く他者が多数であった場合、資源に対する競争は熾烈となり、価格が
つりあがり、少数であった場合よりも少なくしか消費できないかもしれない。反対に、自らの選好と同じ選好を
抱く他者が少数であった場合、スケールメリットが働かず、生産の単価が吊り上り、多数であった場合よりも少
なくしか消費できないかもしれない。こういうことはいくらでも起こりうることであり、それを運／不運であ
るかのように語る場合もあり得るであろう。⁽²⁷⁾しかし、たまたまこの時代に生れ落ち、八〇代という平均寿命を媒
介変数として受け入れているように、たまたまともに同じこの世界で生きることになった他者の選好は、善き生
を定義する媒介変数とみなすべきなのである。⁽²⁸⁾

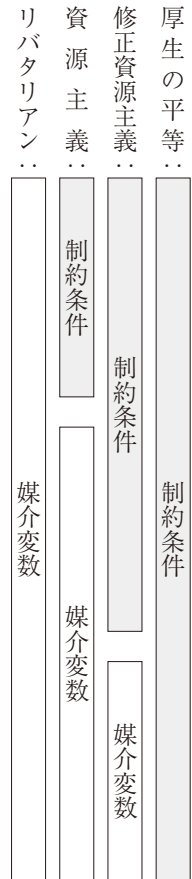
私が自分の共同体の中に見出す個人的な企図、態度、選好の混合体や、世界の資源の全体状況は、それ自体
では私にとって公正でも不正でもない。この混合体は、私が何を行い何を所有することが公正、不正である
かを確定する事実の一部なのである。⁽²⁹⁾

少なくとも、政治社会の中で公正な資源を以て平等に遇されている人々が、自らの人生をそれ自体が挑戦であ
るとみなすべき存在である場合には、正義の名においてそれ以上を要求すべきではないのである。⁽³⁰⁾ここには、環
境を媒介変数として受け入れるべきとする、ドゥオーキンの積極的なコミットメントが明瞭に表われている。

六、おわりに

本稿の検討課題は、資源主義を擁護するドゥオーキンの議論が成功しているのかどうかを見極めることであった。そのために、最初にドゥオーキンの資源主義の要点を素描したうえで（二）、ドゥオーキンが提示している「道徳的倫理的行為主体」「合理的遺憾の観念」「挑戦の媒介変数」という正当化論拠を検討した。第一の「道徳的行為主体」の議論は、必ずしも有力な論拠になっていないことを結論した（三）。第二の「合理的遺憾の観念」は、厚生主義を論駁するには十分に説得的であるが、しかし、修正資源主義と呼べる立場を論駁し尽くすに至っていないことを示した（四）。第三の「挑戦の媒介変数」は、資源主義を規範的に擁護しうるものであり、それが妥当なコミットメントの一つであることを示した（五）。

欲求充足の中毒者にとつて善き生とは、欲求充足をどれだけ生じさせるかにかかっている。そこに、媒介変数に基づいて善き生を解釈する余地はなく、全ての事柄は欲求充足を発生させたかどうかによって評価される。厚生者の平等が、ドゥオーキンが批判するような欲求充足の中毒者モデルであるとすれば、その世界観においては、全ての事柄が制約条件となる。これに対して、善き生を挑戦ととらえる道徳的倫理的行為主体を前提とする理論においては、多くの事柄が媒介変数となる。このうち、修正資源主義は、他者の形成した選好の体系を必ずしも媒介変数とみなさないのに対して、ドゥオーキンの資源主義においては、それを厳格に媒介変数とみなす。さらに目をリバタリアンに転ずれば、これらの理論では、ほとんどの事柄を媒介変数とみなすだろう。各人の個人的資質に違いがあり、稼得能力に明らかな格差があったとしても、それは引き受けるべき与件なのであり、そのことが善き生に格差をもたらすものではないとする。



平等論の中の一つの論点である、「何の平等か？」をめぐつて展開されてきた議論は、我々のうちに存する二つの倫理的直観の間のアンビバレンスを示しているように思われる。一方において、我々は「優しくあれ」という教えを説き、不遇な立場にある者への配慮を示すべきであると直観する。他方において、「強くあれ」という人生訓に共鳴し、他人を頼りにするのではなく、己の宿命に対して自らの力を頼りに打ち克つていくべきことを直観する。「優しさ」を他者に対して要求する懦弱さも、「強さ」を他者に対して要求する傲慢さも、ともに人のあるべき道徳的態度としていささか気のひけるものである。「優しさ」も「強さ」も、自らに課すべき倫理であるからだ。しかし、政治社会は、ある一つの「優しさ」と「強さ」のバランスを特定しなければならぬ。ドゥオーキンの理論は、その一つの解である。

平等主義が「優しさ」の哲学であると言えるならば、リバタリアニズムは、「強さ」の哲学であると言えるだろう。ドゥオーキンの哲学は、平等主義に立脚しつつも、リバタリアニズムの持つ「強さ」の魅力も部分的に内包している。しかし、ではなぜ、リバタリアニズムが媒介変数とみなす各人の能力資源も制約条件とみなしてはならないのであろうか。そう考えると、ドゥオーキンの理論は、リバタリアニズムへと内破する危険性も秘めている。いずれにせよ、ドゥオーキンの理論の魅力も限界も、このアンビバレンスに凝縮されているように思われ

る。

注

- (1) この野田家に類する状況記述状から資源主義を批判したものに、Arneson (1990), p.189.
- (2) 何の平等か？をめぐる初期の紹介として、井上(一九八九)
- (3) この問題系についての代表作はそれぞれ、Dworkin(2000), Rawls (1971) ロールズにおいては、社会的基本財の概念が資源主義へのコミットメントを表していると言える。
- (4) Cohen(1989), (1993), Arneson (1989), (1990)
- (5) コーエンは、自身の平等主義的理論を、厚生にも資源にも回収されないものとして、midfareの平等と位置付けている。Cohen(1993), pp.18-19. (訳書 pp.36-38) 厚生主義ではない非資源主義の中心論客としては、他に、潜在能力(capabilities)の平等を唱えるセンがいる。Sen (1982), (1992), (1993)
- (6) ドゥオーキン自身は、リベラルな前提に立ったうえで、芸術支援が社会の全員の利益となることを示す試みを提示している。Dworkin(1985), ch.11. (訳書 第一〇章)
- (7) Dworkin (2000), p.5. (訳書 p.12.)
- (8) Ibid, p.6. (訳書 p.14.)
- (9) 不運に対する救済が今日の平等主義諸理論の核心にあるであることを批判的に提示したものに、Anderson (1999) なお、著者自身は、アンダーソンの指摘は妥当であると考えているが、その評価については、別の見解に立つ。藤岡(二〇〇一)‘(二〇一三)
- (10) Dworkin (2000), p.286. (訳書 p.386.) 個人的資源の欠損が政治社会の中で救済されるうえでの理念的モデルとして、仮想的保険市場というアイデアを提起しているが、ここではその是非にまでは立ち入らない。Ibid, pp.73-109. (訳書 p.104-152.)
- (11) Ibid, p.286. (訳書 p.386.)

- (12) Ibid, pp.74-76. (訳書 pp.106-108.)
- (13) Ibid, pp. 48-59. (訳書 pp.70-85.) これらは、いわゆる高価な嗜好の問題であるが、直観的には高価な嗜好に対して補償するのは奇妙に思えることから、厚生主義の理論は対応に苦慮している。資源主義においては、明快にそれを排除しよう。
- (14) Cohen (1989), p.923. コーエンのオリジナルな例示は、写真家と釣り人であった。本編では、文化振興予算というアクチュアルな政治マターとのリンクを明示するため、釣り人を詩人に代えてある。
- (15) ドゥオーキンが稼得能力の格差を是正する仕組みとして提案する仮想的保険市場のモデルでは、各人がその選好に従って実際に就くことになる職業について、他により稼げる職業に就ける人もそうでなかった人についても、区別を設けてはいない。ただ、発揮された稼得能力としての所得のみを問題にしている。Dworkin (2000), p.90. (訳書 p.127.)
- (16) Ibid, p.290. (訳書 p.391.)
- (17) Ibid, p.290. (訳書 p.391.)
- (18) Ibid, p.291. (訳書 p.392.)
- (19) Ibid, p.290. (訳書 p.391.)
- (20) Ibid, p.293. (訳書 p.394.)
- (21) Cohen (1989), p.927.
- (22) Dworkin (2000), p.39. (訳書 p.57.)
- (23) Ibid, p.28. (訳書 p.42.)
- (24) Dworkin (2000), p.29. (訳書 p.43.)
- (25) Ibid, p.260. (訳書 p.354.)
- (26) Ibid, p.262. (訳書 p.356.)
- (27) Ibid, pp.297-298. (訳書 p.400.)
- (28) Ibid, p.298. (訳書 p.401.)
- (29) Ibid, p.298. (訳書 p.401.)

(30) 本稿においては、正義の適用領域としての家族と政治社会の区別についての検討を避けてきた。ドゥオーキンは、家族と政治社会との分業を明瞭に主張している。Ibid. pp.5-6, 280-281. (訳書 p.13, pp.378-379.) 他方、非資源主義からの資源主義批判の多くは、本稿でも援用してゐるように、家族や親密圏での判断を政治社会に敷衍するものである。Cohen (2009) この点に関する区別可能性がきわめて重要なポイントになりそうであることを指摘したが、その検討については、別の機会に譲りたい。藤岡 (二〇一四)

- Anderson, Elizabeth (1999), "What Is the Point of Equality?" *Ethics* 109, The University of Chicago, pp.287-337.
- Arneson, Richard (1989), "Equality and Equality of Opportunity for Welfare," *Philosophical Studies* 56, pp.77-93.
- (1990), "Liberalism, Distributive Subjectivism, and Equal Opportunity for Welfare," *Philosophy & Public Affairs*, 19, no.2 (Spring, 1990) : 159-194.
- Cohen, G.A. (1989), "On the Currency of Egalitarian Justice," *Ethics* 99, The University of Chicago, pp. 906-944.
- (1993), "Equality of What? On Welfare, Goods, and Capabilities," in *The Quality of Life*, Martha Nussbaum and Amartya Sen (eds.), Oxford. (『ナオリティー・オブ・ライフ』竹友安彦監修・水谷めぐみ訳、里文出版、2006.)
- (2009), *Why Not Socialism?*, Princeton University Press.
- Dworkin, Ronald (1985), *A Matter of Principle*, Harvard University Press. (森村進・鳥澤田訳『原理の問題』、岩波書店、一〇一―一)
- (2000), *Sovereign Virtue*, Harvard University Press. (小林公・大江洋・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』、木鐸社、一〇〇―一)
- Rawls, John (1971), *A Theory of Justice*, Belknap Harvard. (矢島鈞次監訳『正義論』紀伊國屋書店、一九七九)
- Sen, Amartya (1982), *Choice, Welfare and Measurement*, Basil Blackwell Publisher. (大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』、勁草書房、一九八九)
- (1992), *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『平等の再検討』、岩波書店

一九九九)

— (1993), “Capability and Well-Being,” in *The Quality of Life*, Martha Nussbaum and Amartya Sen (eds.), Oxford. (『タオリ
テイ・オブ・ライフ』竹友安彦監修・水谷めぐみ訳、里文出版、二〇〇六)

井上達夫（一九八九）、「平等（法哲学の側から）」、『法哲学と実定法学の対話』、星野英一・田中成明編、有斐閣、pp.85-
97.

藤岡大助（二〇〇二）、「分配的正義における平等論の検討—資源アプローチの擁護」、『國家學會雜誌』一一五卷／一一・
一二号、pp.1257-1322.

— (2013)、「平等主義は存在するか?」、『亜細亜法学』四八卷／一号、pp.113-142.

— (2014)、「難破船とキャンブ旅行」、『亜細亜法学』四八卷／二号、pp.1-32.